「徳島県公文書等の管理に関する条例(仮称)素案」に係るパブリックコメントの実施結果について

令和4年10月5日(水)から令和4年11月7日(月)までの間、オープンとくしま・パブリックコメント制度による意見を募集したところ、14名の方から20件のご意見が 寄せられました。いただいたご意見に対する県の考え方は次のとおりです。

	ご意見(概要)	ご意見に対する県の考え方
1	歴史的に意義のある文書として、どのように物事が決められたかを後世まで残すことは 良い事と思いました。研修をきちんと行っていただけますようお願いします。 歴史公文書を見るための手続きはなるべく簡単にして欲しいです。	「徳島県公文書等の管理に関する条例(仮称。以下「公文書等管理条例」という。)」は、公文書の適正な管理や特定歴史公文書等の適切な保存及び利用などを図ることにより、県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされることを目的とした条例です。 条例の目的を達成し、公文書等の管理を適正かつ効率的に行うため、条例素案において、実施機関は職員に対して公文書等の管理に係る研修を行うものと定めました。条例に沿った運用が円滑に行えるよう、研修を通じて周知徹底を図って参ります。 「公文書等管理条例」の素案において、文書館に移管された歴史公文書に利用に当たっ
3	使用中の公文書だけでなく、使用は終わったけれども歴史的文化的な価値のある公文書についても「特定歴史公文書等」と位置づけて制度を明確にしたことはよいことだと思います。実際に「特定歴史公文書等」の制度の運用が始まるときは、利用しようとする人が見たい文書を探しやすくしたり、利用申請の手続きも簡易なものにして、手軽に利用できる仕組みにしていただければと思います。文書館はなんとなく敷居が高いイメージがありますので、気軽に利用できるようによろしくお願いします。	ての手続きの概要を定めました。手続の詳細については、公文書等管理条例及び条例が 委任する規則等により定めることとなりますが、利用者の利便性に配慮したものとなる よう、検討を進めて参ります。
4	のである」ということを推進できるように規定の策定、運用もよろしくお願いします。	「公文書等管理条例」の制定に当たっては、条例の大目的である「県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務を全う」するため、詳細な規程と運用の指針となるガイドラインを定めることとし、条例制定後に、職員が条例に沿った運用を円滑に行えるよう研修を通じてその周知徹底を図っていきます。また、「公文書等管理条例」の特色として、電子情報システムの利用を実施機関の努力義務とする予定です。デジタル技術の活用により、業務の効率化や県民の利便性を高める取組を進めて参ります。
_	歴史的文化的価値を有する公文書を文書館へ移管し保存するとのことですが、徳島県ならではの歴史が分かる公文書が保存される仕組みづくりを期待しております。 保存期間を満了した公文書は文書館に移管するか廃棄となっていますが、どういった基	利用に供することとしています。歴史的文化的価値のある公文書の判断基準について は、既存の公文書の収集基準を見直し、新たな基準を定めることとしています。徳島県
6	準で移管する文書を決めるのですか。	における県政の歩みが分かる歴史的文化的価値のある公文書を収集できるよう、基準の 策定を進めて参ります。

	ご意見(概要)	ご意見に対する県の考え方
7	公文書の管理に関する条例を新しく作るとのことですが、これまでとどのように変わるのですか。県民にとっての改善点と、逆に不便になるようなことがあれば教えてください。	「公文書等管理条例」の制定に伴う主な変更点としては、 ①実施機関ごとに「公文書管理規則」等で個別に規定していた公文書管理に関する基本的事項について、条例で統一的に規定すること ②保存期間が経過した公文書について、廃棄又は文書館への移管を明確化し、文書館移管後の特定歴史公文書等の利用を明記したことが上げられます。 作成・整理・保存から移管・廃棄までの公文書管理に関する基本的事項と特定歴史公文書等の適切な利用を条例で定めることにより、現在及び将来の県民に対する説明義務を果たすことが可能となるのみならず、デジタル技術を利用した公文書管理のDX化について、努力義務を規定することにより、デジタル化に対応した公文書管理への移行が図られ、県民の利便性向上や業務の効率化に資する運用がなされることとなります。
8	公文書について、意思決定に至る過程や合理的に跡づけできる文書を作成することを義務づけていますが、経緯と言えば大変な量になると思います。どのような基準で作るのですか。	
9	公文書は徳島県に住む人に限らず、広く利用を認めてください。	「公文書等管理条例」では、「公文書等が『県民共有の知的資源』として、県民が主体的に利用し得るものである」ということを、基本的な考え方としていますが、公文書の利用に当たって徳島県民であることを求めるものではありません。他の地域に在住の方でも、徳島県の公文書を広く利用できるように規定いたします。
10	行政事務の効率化には、DX化が必須です。公文書管理にもDXを取り入れ、県民が公文書を利用する際に役立ててください。	力義務とする予定です。国においては、社会全体の急速なデジタル化を見据え、令和4
11	公文書の誤廃棄がよく報道されていますが、公文書は民主主義の基礎だと思いますので、徳島県が条例を制定し、公文書の適正な管理や保存を図ろうとしていることは、意義があることだと思います。また、公文書の電子化に努めようとしており、紙での保存に比べ、保管場所を取らず、長期に大量の保存ができると思いますので、公文書の積極的な保存に努めていただきたいと思います。	年2月に公文書は電子媒体での管理を基本とすることをルールとして制度化されました。徳島県においても、国の動きを踏まえ、公文書管理における考え方を整理の上、業務の効率化と県民の利便性の向上に資する運用がなされるようデジタル技術を利用した公文書管理のあり方について、検討を進めて参ります。

	ご意見(概要)	ご意見に対する県の考え方
12	公文書の価値を世の中の人に知ってもらうため、文書館には広報を頑張ってもらいたいです。	「公文書等管理条例」では、文書館で保存されている歴史的文化的価値のある特定歴史 公文書等について、展示などを通じて積極的に一般利用に供することを努力義務として 定める予定です。「県民共有の知的資源」である公文書を広く利用していただけるよ う、文書館としても広報に力を入れて参ります。
1 -0	県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るもの」と明確に位置づけること	「公文書等管理条例」の制定に当たっては、条例の大目的である「県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務を全う」するため、詳細な規程と運用の指針となるガイドラインを定めることとし、条例制定後は、職員が条例に沿った運用を円滑に行えるよう研修を通じてその周知徹底を図って参ります。
14	まって行くと思います。文書の大半が電子になっていくと思いますが、個人情報など重要な内容も多く含まれることになると思いますので、外部に漏洩などしないように確実な管理をお願いしたいと思います。特に、この条例で明確に位置づけられた特定歴史公文書等は文書館に移管されたものということで、文書館でも電子の文書が増えてくると	「公文書等管理条例」は、公文書管理の基本的事項を実施機関で統一的に規定することで、公文書管理の更なる適正化を図っていくものです。条例の運用に当たっては、従来の紙を基本とした公文書管理のあり方を見直し、デジタル技術を利用した公文書管理の運用のあり方を定めることで公文書の適正管理を図っていくほか、条例施行に向けた職員研修等を行うことで、職員一人ひとりの公文書の適正管理に対する意識向上を図って参ります。
	デジタル化が進む中、当面、紙文書と電子文書が併存すると思われるが、電子文書についても適正に長期保存できる保管・管理をしてほしい。また、県民が利用しやすい状態 (PDFなど)で管理をしてほしい。	
16	徳島県の公文書管理条例の特色として、電子情報システムの利用を努力義務としたということですが、DX化の必要性が求められている今、努力義務ではなく、義務とするべきではないでしょうか。DX化の必要性が求められている中で、積極的にDX技術を取り入れた効率的な公文書管理が行われることを期待しています。	「公文書等管理条例」ではデジタル技術を利用した公文書管理のDX化を努力義務とする予定です。これは、条例の実施機関として、地方独立行政法人や公社など多様な団体が参加するためです。電子決裁・文書管理システムを利用し、公文書管理のデジタル化が進む知事部局が中心となって、公文書管理のDX化を進めて参ります。
17	電子情報システムの利用について、デジタル化が求められている昨今においては、努力 義務ではなく、義務としてはどうか。デジタルに公文書の管理を行い、県民が利用しや すい環境を整えてほしい。	

	ご意見(概要)	ご意見に対する県の考え方
18	県民が自宅からでも公文書や特定歴史公文書等の情報を閲覧できるようにしてほしい。	「公文書等管理条例」で定める公文書及び特定歴史公文書の管理状況等の公表は、公文
		書及び特定歴史公文書等が県民等により適切に利用されることを目的とした規定です。
		公文書及び特定歴史公文書等の管理に係る情報は、広く公表することが望ましいと考え
	要を、毎年度、公表しなければならない。」とあるが、公文書ファイルと同様に、イン	ますので、公文書のみならず特定歴史公文書についても、必要な情報をインターネット
10	ターネット上でも公開してほしい。	で公開できるよう検討したいと思います。また、特定歴史公文書等のインターネット上
	「知事は、特定歴史公文書等を、展示等により積極的に一般利用に供するよう努めなけ	での閲覧についても、今後の課題として検討して参ります。
	ればならない。」とあるが、できる限りインターネット上でも閲覧できるようにしてほ	
	しい。	
19	「公文書が県民共有の知的資源であり、県民が主体的に利用しうるもの」という考え	「公文書等管理条例」は、公文書の適正な管理や特定歴史公文書等の適切な保存及び利
	方は、非常に共感できるものがあります。この考え方に基づいて、適切な公文書の作	用などを図ることにより、県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県
	成・管理を行うことはもちろんですが、歴史的価値のある公文書が適切に保管、利用さ	の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされることを目的とした条例で
	れることは特に重要だと考えますので、県内部の業務執行に加え、県民に対する広報を	す。職員に対しては、条例に沿った運用が円滑に行えるよう研修を通じて周知徹底を
	十分に行って、県全体に条例の理念が浸透し、後世まで公文書が活用できるよう取り組	図っていくほか、県民の皆さまに対しても、実施機関における公文書管理の状況を公表
	んでいただきたいと思います。	し、文書館を中心として展示などを通じて、積極的に公文書の利用が行われるように努
		めて参ります。
20	公文書の定義、保存期間の明確化、管理簿作成の厳格化は、大変良いことだと思いま	「公文書等管理条例」は、公文書の適正な管理や特定歴史公文書等の適切な保存及び利
	す。頑張ってください。	用などを図ることにより、県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県
		の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされることを目的とした条例で
		す。県民の負託に応えることができるよう、デジタル技術を取り入れた公文書管理の円
		滑な運用を目指し、公文書管理ルールの策定や職員研修等を実施して参ります。